

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701261 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800042 号

第 1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社（現在は、B社）における平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 7 月から平成 25 年 7 月までの標準報酬月額については 22 万円から 24 万円、同年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額については 22 万円から 26 万円、同年 11 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については 22 万円から 28 万円、同年 9 月から平成 27 年 1 月までの標準報酬月額については 24 万円から 30 万円とする。

平成 24 年 7 月から平成 27 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月から平成 27 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 25 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 6 月の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円、平成 25 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額については 28 万円とする。

平成 24 年 6 月及び平成 25 年 8 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 25 年 8 月から同年 10 月までについては、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（26 万円））を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、請求者のC社における平成 27 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 24 万円から 30 万円とする。

平成 27 年 8 月及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 8 月及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求期間③、④、⑤及び⑥について、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間③は23万7,000円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は28万8,000円及び請求期間⑥は22万円から24万円に訂正することが必要である。

請求期間③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間③、④、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（請求期間⑥については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

5 請求者のA社における請求期間④の標準賞与額を29万6,000円、請求期間⑥の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間④及び⑥の訂正後の標準賞与額（上記4の訂正後の標準賞与額（請求期間④は26万円、請求期間⑥は24万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

6 請求期間⑦について、請求者のC社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年6月1日から平成27年2月1日まで
② 平成27年2月1日から同年10月1日まで
③ 平成25年8月5日
④ 平成26年8月5日
⑤ 平成26年12月25日
⑥ 平成25年12月28日
⑦ 平成27年8月10日

A社に勤務した請求期間①の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。また、請求期間③、④及び⑤の標準賞与額が記録されておらず、請求期間⑥の標準賞与額が実際の賞与額と異なっている。さらに、C社に勤務した請求期間②の標準報酬月額が実際の給与額と異なり、請求期間⑦の標準賞与額が実際の賞与額と異なっている。給与明細書及び賞与支払明細書

を提出するので請求期間①から⑦までの記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成24年7月1日から平成27年2月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年7月1日から平成27年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び源泉徴収票により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成24年7月から平成25年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月から平成26年8月までは28万円、同年9月から平成27年1月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは、請求者の平成24年7月から平成27年1月までの期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、当該期間について、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認若しくは推認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書及び源泉徴収票により確認若しくは推認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年7月から平成27年1月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成24年6月1日から同年7月1日までの期間について、上記給与明細書により、請求者は、事業主から標準報酬月額24万円に相当する給与の支払を受けていることが確認できる。

また、平成25年8月1日から同年11月1日までの期間について、上記給与明細書により、同年8月の随時改定の基礎となる期間において、請求者は、標準報酬月額28万円に相当する給与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求者の平成24年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成25年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成24年6月は24万円、平成25年8月から同年10月までは28

万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 25 年 8 月から同年 10 月までについては、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（26 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成 27 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された C 社に係る給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 27 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 27 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社からは、請求者の平成 27 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②のうち、平成 27 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、上記給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 5 請求期間③、④及び⑤について、請求者から提出された A 社に係る賞与支払明細書及び賞与給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間⑥について、賞与明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、賞与明細書により確

認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間③は23万7,000円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は28万8,000円及び請求期間⑥は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料（請求期間⑥については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは、当該請求期間に係る請求者の賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 6 請求期間④及び⑥について、賞与明細書により、請求者は事業主から請求期間④に標準賞与額29万6,000円に相当する賞与、請求期間⑥に標準賞与額26万4,000円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間④及び⑥に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間④は29万6,000円、請求期間⑥は26万4,000円とすることが必要である。

なお、請求期間④及び⑥の訂正後の標準賞与額（上記5の訂正後の標準賞与額（請求期間④は26万円、請求期間⑥は24万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 7 請求期間⑦について、請求者から提出されたC社に係る賞与明細書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額より低額であることから、厚生年金特例法による標準賞与額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701257 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800041 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日まで

勤務期間について明確な記憶はないが、昭和 50 年代に B 地区の婦人靴販売店で A 社の正社員として勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は、請求期間当時の資料を保有していない旨回答しており、オンライン記録により、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者資格の確認できる複数の者に照会したものの、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができず、同社に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

また、請求者は、A 社に正社員として勤務し、給与は現金手渡しであったとしているところ、同社の請求期間当時の社会保険及び経理担当者は、正社員は厚生年金保険に加入させ、自身が入社した昭和 53 年当時の給与支払方法については、正社員は口座振込、アルバイトは、自身が入社した当時からしばらくの期間は現金手渡しであった旨陳述している。

さらに、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入記録は確認できない旨回答している。

加えて、A 社に係る請求期間の事業所別被保険者名簿において、健康保険証の番号に欠番はなく、不自然な記録訂正が行われた点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。